

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第44号

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(保育料)

第1条 京都市立学校保育料等徴収条例（以下「条例」という。）第1条第1項本文に規定する別に定める額は、零とする。

第2条を削る。

第3条中「別表第2」を「別表」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同項に規定する保護者が施設等利用給付認定保護者（子ども・子育て支援法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。）である場合にあっては、各月ごとの合計額から子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

第3条を第2条とする。

第4条の見出し中「保育料等の」を削り、同条中「保育料,」を削り、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

別表第1を削り、別表第2中「第3条関係」を「第2条関係」に改め、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市立学校保育料等徴収条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第1条の規定は、令和元年10月分の京都市立学校保育料等徴収条例（以下「条例」という。）第1条第1項本文に規定する保育料（以下「保育料」という。）から適用し、同年9月分までの保育料については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第2条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る条例第1条第2項に規定する費用（以下「費用」という。）から適用し、施行日前に係る費用については、なお従前の例による。

（教育委員会事務局指導部学校指導課）